

千葉県教育委員会人事考課実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2の規定に基づき、法第6条第1項に規定する人事評価として実施する人事考課（以下「人事考課」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 人事考課の対象職員（以下「対象者」という。）は、一般職に属する教育次長（準ずる職にある者を含む。）以下の職員で、次の各号に掲げる者以外の者とする。

- (1) 病気休暇、育児休業、休職等により考課期間中に勤務した期間が1箇月未満の者
- (2) 長期の出張又は研修等により、考課期間中に考課者が対象者の勤務状況を把握することが困難であると教育長が認める者
- (3) 教育長及びその他教育長が定める者

(考課基準日)

第3条 人事考課は、毎年3月31日（以下「考課基準日」という。）を基準に実施する。

(考課期間)

第4条 人事考課の対象となる期間は、当該人事考課年度の4月1日から考課基準日までとする。ただし、当該人事考課の考課基準日以前1年以内に採用された職員についての考課期間は、その採用の日から当該人事考課の考課基準日までとする。

(考課者等)

第5条 人事考課を行う者は、考課者及び調整者（以下「考課者等」という。）とし、教育長が定める者とする。

(育成指導者)

第6条 副校長、教頭、主査及びこれに準ずる者を育成指導者とする。

(考課者等の責務)

第7条 考課者は、対象者の勤務状況を常に観察し、別に定める育成記録書を作成するとともに、その業務遂行及び能力開発等に関して指導及び育成を行わなければならない。

2 考課者は、考課者及び育成指導者の作成した育成記録書に記載された事実に基づき、別に定める考課基準及び人事考課表により、人事考課を行い、調整者に提出しなければならない。

3 調整者は、考課者の作成した人事考課表の考課結果等を参考に調整を行い、教育長に提出するものとする。なお、調整者は、考課者に対して、考課結果に関する説明及び育成記録書の提出等を求めることができるものとする。

(育成指導者の責務)

第8条 育成指導者は、所属職員の勤務状況を常に観察し、育成記録書を作成するとともに、その業務遂行及び能力開発等に関して指導及び育成を行わなければならない。

2 育成指導者は、所属職員の指導及び育成に関して、考課者等と十分に意見交換を行い、緊密な連携をとらなければならない。

3 育成指導者は、考課者等から育成記録書の提出を求められた時は、速やかに提出しなければならない。

(面接の実施)

第9条 考課者は、別に定める方法に従い、対象者と面接を実施しなければならない。

(会計年度任用職員及び臨時的任用職員)

第10条 第3条、第4条本文、第5条及び第9条の規定は会計年度任用職員及び臨時的任用職員の人事考課について準用する。この場合において、第3条中「毎年3月31日」とあるのは「任期の末日」と、第4条本文中「4月1日」とあるのは「採用された日」と、第5条中「考課者及び調整者（以下「考課者等」という。）」とあるのは「考課者」と読み替えるものとする

(条件付採用)

第11条 法第22条第1項に定める条件付採用を正式なものとするか否かについての判断のために行う人事考課の実施に関し必要な事項は、

教育長が定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、人事考課の実施に必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月10日から施行する。

この要綱は、平成19年10月12日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。